

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社鳥取銀行			コード	8383
提出日	2020/6/4	異動（予定）日	2020/6/23		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	芦崎 武志	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
2	北村 充晴	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
3	藪田 千登世	社外取締役	○										○		○		新任	有
4	高橋 敬一	社外監査役	○										○					有
5	中山 博雄	社外監査役	○										○				訂正・変更	有
6	榎本 武利	社外監査役																

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役芦崎武志氏は2012年6月まで当行の株主である株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）の常務執行役員を務めた後、2012年6月より株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの子会社であるエム・ユー・フロンティア債権回収株式会社の代表取締役社長を務め、2016年6月から2020年3月まで同グループ子会社のカブドットコム証券株式会社（現 a uカブコム証券株式会社）の取締役会長を務めておりました。当行は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの株式を保有しており、同グループの子会社と取引がありますが、いずれも取引の規模や性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、概要の記載を省略します。	都市銀行において要職を歴任したほか、債権回収に関する企業の代表や証券会社の会長を務めるなど、銀行業務や債権管理に関する高度な知識と経験等を有しております。これらの点や客観的な視点を当行の経営全般と監督機能の強化に活かしていただけると判断し、社外取締役に選任しております。また、証券取引所が定める独立性の基準および当行が定める独立性判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、独立役員として指定しております。
2	社外取締役北村充晴氏は当行の取引先であります。取引条件は一般の銀行取引と同様であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、概要の記載を省略します。	情報システムのコンサルティング企業において要職を務めるなど、IT分野における高度な知識と経験を有しております。これらの点や客観的な視点を当行の経営全般と監督機能の強化に活かしていただけると判断し、社外取締役に選任しております。また、証券取引所が定める独立性の基準および当行が定める独立性判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、独立役員として指定します。
3	社外取締役候補である藪田千登世氏は鳥取県庁退職後、2019年4月から国立大学法人鳥取大学の理事に就任しております。当行は、鳥取県の指定代理金融機関であり、預金・貸出金等の通常の取引があります。また、国立大学法人鳥取大学とは一般的な預金取引があるほか、同大学が行う地域連携事業への支援を目的に「鳥取大学みらい基金」へ定期的に僅少の寄付を行っておりますが、いずれも取引の規模や性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、概要の記載を省略します。	鳥取県福祉保健部長や会計管理者を歴任するなど、地方行政に長年携わった豊富な経験と高い見識を有しております。これらの点や客観的な視点を当行の経営全般と監督機能の強化に活かしていただけると判断し、社外取締役に選任しております。なお、過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、証券取引所が定める独立性の基準および当行が定める独立性判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、独立役員として指定しております。
4	社外監査役高橋敬一氏および同氏が代表を務める高橋会計事務所は当行の取引先であります。取引条件は一般の銀行取引と同様であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、概要の記載を省略します。	公認会計士・税理士として培われた、会計および税務、財務に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。これらの点から、客観的、専門的な視点より、取締役の職務執行の監査を的確・公正かつ効率的に遂行することができると判断し、社外監査役に選任しております。また、証券取引所が定める独立性の基準および当行が定める独立性判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、独立役員として指定しております。
5	社外監査役中山博雄氏は当行の取引先であります。取引条件は一般の銀行取引と同様であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、概要の記載を省略します。	弁護士として培われた高度な法律知識と豊富な経験を有しております。これらの点から、客観的、専門的な視点より、取締役の職務執行の監査を的確・公正かつ効率的に遂行することができると判断し、社外監査役に選任しております。また、証券取引所が定める独立性の基準および当行が定める独立性判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、独立役員として指定しております。
6		岩美町長を歴任するなど、地方行政に長年携わった豊富な経験と高い見識を有しております。これらの点から、客観的、専門的な視点より、取締役の職務執行の監査を的確・公正かつ効率的に遂行することができると判断し、社外監査役に選任しております。

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。